

再・追加検査実施命令対照表

確認を要する所見	命令できる検査
じん肺所見の有無	○エックス線写真の撮影
肺機能障害の程度 (エックス線写真の像がPR0、PR4(C)以外のときに限る。)	○胸部に関する臨床検査（規則第4条） ○肺機能検査（規則第5条） <ul style="list-style-type: none"> ・スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査 ・動脈血ガスを分析する検査 (規則第5条第2項に該当する者に限り必要に応じて) ○規則第15条による独自の検査 (規則第15条第1項～第6号) <ul style="list-style-type: none"> ・肺気量測定検査 ・換気力学検査 ・ガス交換機能検査 ・負荷による肺機能検査 ・心電図による検査
結核の合併の有無 (じん肺の所見が確認されたときに限る。)	○胸部に関する臨床検査（規則第4条） ○結核精密検査（規則第6条） <ul style="list-style-type: none"> ・結核菌検査 ・エックス線特殊撮影による検査 ・赤血球沈降速度検査 ・ツベルクリン反応検査
肺結核以外の合併症の有無 (じん肺の所見が確認されたときに限る。)	○胸部に関する臨床検査（規則第4条） ○結核以外の合併症に関する検査（規則第7条） <ul style="list-style-type: none"> ・結核菌検査 ・たんに関する検査（原発性肺がんにおいては、喀痰細胞診） ・エックス線特殊撮影による検査（原発性肺がんにおいては、胸部らせんCT検査）